

多摩市長 殿

多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金交付申請書
(自家消費型住宅用太陽光発電システム及び住宅用ソーラーカーポート用)

多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、多摩市住宅用重点対策加速化事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記金の交付の決定に必要な範囲で、申請者及びその世帯員の住居状況を調査し、確認することを承諾します。

押印廃止のため、書き損じの際に二重線と訂正印での修正が出来ません。恐れ入りますが、新しい申請書にご記入願います。

記

1 申請者情報

住所	(〒 206 - 8666) 多摩市 関戸6-12-1	設置についての契約・支払をする方が申請者となります。
フリガナ	タマ タロウ	生年月日
氏名	多摩 太郎	大 (昭) 平 ×年 ×月 ×日
電話	自宅	申請する機器に☑を入れ、対象の機器の詳細を下記に記入してください。 自家消費型太陽光発電システム→3-1 ソーラーカーポート→3-2

2 設置する機器等

<input checked="" type="checkbox"/> 自家消費型太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 住宅用ソーラーカーポート
機器等を設置する住宅の住所	多摩市 関戸6-12-

自家消費型太陽光発電を申請の方は、太陽電池とパワコンのKWが低い方が補助対象になります。
また、小数点以下は切り捨ててください。

3-1 自家消費型太陽光発電システム

太陽電池 出力数合計(A)	10 kW	パワコン 定格出力(B)	8 kW
(A)又は(B)いずれか低い方 ×3万円(C)	240,000 円	太陽光発電システム に係る補助対象経費(D)	1,500,000 円
(C)又は(D)いずれか低い額(E)	240,000 円		
蓄電システムに係る 補助対象経費(F)	1,500,000 円	(F)の3/4又は 20万円のいずれか低い額(G)	200,000 円
交付申請額(E)+(G)	440,000 円		

3-2 住宅用ソーラーカーポート

補助対象経費 (消費税に相当する額を除く。)	円	交付申請額	円
---------------------------	---	-------	---

※交付申請額は補助対象経費の1/3又は100万円

補助対象経費の額は、製品代+設置費用-値引き-東京都などの補助額です。税抜額を記入してください。

4 国又は東京都による補助金の申請状況

申請状況	制度名	申請額
<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み 又は申請予定 である。	1 東京都 災害にも強く健康・太陽光住宅普及拡大事業	1,200,000 円
	2	円
<input type="checkbox"/> 申請予定はない。		

※原則、国からの補助金を受給した場合はこの補助金を申請することができません。

5 補助事業の予定契約期間

令和8年8月1日～令和8年10月31日

6 添付書類

別紙のとおり

【注意事項】

下記事項を必ずご確認ください。同意される場合は、を入れてください。同意できない場合は、申請をすることができません。ご注意ください。

<input checked="" type="checkbox"/>	法定耐用年数を経過するまでの間、この補助金により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取（FIT）制度の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
<input checked="" type="checkbox"/>	電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
<input checked="" type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める以下の遵守事項等に準拠して補助事業を実施すること。 (1) 地域住民及び市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に充分配慮して機器等の設置を行うよう努めること。 (2) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。 (3) 防災、環境保全、景観保全を考慮し機器等の設計を行うよう努めること。 (4) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。 (5) 20kW以上の太陽光発電システムの場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（この補助金の交付を受けようとする者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号並びに保守点検責任者の名称、氏名、住所、連絡先電話番号及び運転開始年月日、この補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 (6) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (9) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (10) 機器等を処分する際は、関係法令（条例及び規則を含む。）の規定を遵守すること。 (11) 10kW以上の太陽光発電システムの場合、交付対象設備の解体及び撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (12) 10kW以上の太陽光発電システムの場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
<input checked="" type="checkbox"/>	市長の承認を受けないで、補助事業により設置した設備及び機器の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。（法定耐用年数の期間を経過した場合を除く。）
<input checked="" type="checkbox"/>	導入する太陽光発電システムで発電する電力が30パーセント以上自家消費されるものであること。

の付け忘れと氏名のご記入をお願いします。

令和8年5月1日

申請者名 多摩 太郎